

※名古屋市内の指定医療機関様については、名古屋市からご案内をします。

<指定難病指定医療機関の更新に関して、よくいただくお問い合わせ (Q&A) >

Q1 指定医療機関のコードが分かりません。

A コードは全部で10桁になります。

更新申請書に記載の愛知県のコードである「23」に、
病院・診療所は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護ステーションは「6」をそれぞれ記載し、その後ろに7桁の東海北陸厚生局から通知されている保険の医療機関コードを記載してください。

Q2 更新対象ではないにも関わらず、更新案内が届きました。

令和元年度に「指定医」の指定の更新を行っております。

指定医は、指定難病の受給者様の診断書（臨床調査個人票）を作成していただく際に必要な指定になります。

一方で、今回更新のご案内を差し上げた「指定医療機関」は、難病（法別番号：54）で公費診療報酬請求をしていただく際に必要な指定になります。

「指定医療機関」の有効期限でお間違えないかご確認いただき、誤ってお届けしてしまっていた場合については、下記【問い合わせ先・送付先】までお問い合わせください。

Q3 まだ更新案内が届いていません。

A 令和2年7月8日現在、令和2年11月30日に有効期限が到来する指定医療機関様に更新案内を送付しております。それ以降（令和2年12月1日から令和3年3月31日まで）に更新期限を迎える指定医療機関様には秋頃（8～9月）に更新案内を送付する予定です。有効期限3か月前までに更新案内が届いていない場合は、再度案内を送付しますので下記【問い合わせ先・送付先】までお問い合わせください。

Q4 更新申請書が届いていません。（または紛失しました）

A 以下、URLの愛知県健康対策課のHPから「特定医療（指定難病）指定医療機関更新申請書（様式3）」をダウンロードいただき、ご提出ください。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/siteiiryokikan-kousin.html>

Q5 指定医療機関通知書を紛失したため、いつが有効期限満了日かが分かりません。

A 下記【問い合わせ先・送付先】までお問い合わせください。

Q6 いつまでに更新申請書を提出すれば良いでしょうか。

A 有効期限満了日までにご提出ください。

Q7 更新申請書の申請日はいつにすれば良いでしょうか。

A 申請日時点の日をちをご記入ください。

Q8 更新通知書はいつごろ届きますか。(※令和2年11月30日有効期限満了の医療機関様が対象です。)

A 有効期限までにご提出のあった医療機関様に対しては、年内までに発送予定です。

Q9 確認書と書いてありますが、更新申請書と合わせて提出しなければいけないのでしょうか。

A 両方ではなく、どちらかをご提出いただきます。

基本的には更新申請書をご提出ください。

裏面記載の項目に該当する場合は、更新申請書ではなく確認書をご提出ください。

Q10 指定医療機関を辞めたいときの手続きはどのように行えば良いでしょうか。

A 以下のとおり手続きを行ってください。

(引き続き医療機関は存続し、指定医療機関のみ指定を辞めたい場合)

・ 辞退届(様式8)と指定通知書(原本)をご提出ください。

指定通知書(原本)が紛失等により見当たらない場合は、理由書(様式13)を指定通知書に替えてご提出ください。

以下のURLよりダウンロードいただき、ご提出ください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/siteiyoukikan-henkou.html>

(医療機関そのものを廃止する場合)

・ 廃止届(様式10)と指定通知書(原本)をご提出ください。

指定通知書(原本)が紛失等により見当たらない場合は、理由書(様式13)を指定通知書に替えてご提出ください。

以下のURLよりダウンロードいただき、ご提出ください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/siteiryokikan-jitai.html>

【問い合わせ先・送付先】

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課難病対策グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 : 052-954-6270 FAX : 052-954-6917